平成２４年（フ）第２３号
三重県四日市市伊坂台３丁目70番地
債務者　伴野由起子
1　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第４４１号
兵庫県宝塚市逆瀬台６丁目３番５号
債務者　堀川惠里子
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１０６３号
兵庫県尼崎市昭和南通９丁目264－１　労金昭和コーポ404号、住民票上の住所大阪府交野市大字私市2392番地の26
債務者　久村　　勇
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３７５号
兵庫県明石市西新町３丁目６番10号　ステージア明石Ⅱ―201号
債務者　山本　和幸
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
兵庫県明石市魚住町清水1638番地の６
債務者　島谷　弘美
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２３号
兵庫県明石市松が丘１丁目４番19―214号
債務者　尾花　弘章
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
兵庫県明石市林崎町１丁目６番26号
債務者　三宅電気工事店こと　三宅　昌浩
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２９号
兵庫県明石市硯町１丁目８番31号　岡本文化１階東、住民票上の住所兵庫県明石市硯町１丁目７番12号　岡本文化
債務者　佐藤　千鶴
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第３３号
神戸市西区玉津町高津橋777番地の13
債務者　長岡美智代
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
奈良県桜井市大字桜井585番地
債務者　大塩　勝利
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３３号
奈良県桜井市戒重354－３、住民票上の住所大阪府寝屋川市明徳２丁目12番20―501号
債務者　橋本　元気
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３８号
奈良市西大寺芝町２丁目５番16号　伏見荘105号
債務者　岡村　和彦
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１６１号
鳥取県鳥取市叶295番地１　エトワールバーグＡ―203号、旧住所鳥取県鳥取市宮長224番地10　ピース102号
債務者　森　　康則
1　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６２号
鳥取県鳥取市叶295番地１　エトワールバーグＡ―203号、旧住所鳥取県鳥取市宮長224番地10　ピース102号
債務者　森　みゆき
1　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４号
鳥取県八頭郡八頭町宮谷174番地１　特別養護老人ホームすこやか、住民票上の住所鳥取県鳥取市浜坂５丁目１番４―104号　県住４―104号
債務者　檜垣佐美枝
1　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７号
鳥取県鳥取市行徳３丁目746番地２　ニシムラハイツ102号、旧住所鳥取県岩美郡岩美町牧谷625
債務者　島田　昌起
1　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３号
鳥取県鳥取市今町１丁目452番地
債務者　山村　彰則
1　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
鳥取地方裁判所民事部